

○大磯町個人情報保護条例

平成12年3月28日大磯町条例第11号

改正

平成13年3月9日条例第7号

平成19年3月1日条例第2号

平成22年3月1日条例第8号

大磯町個人情報保護条例

目次

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 実施機関の義務(第6条～第12条)

第3章 開示及び訂正の請求(第13条～第24条)

第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会(第25条・第26条)

第5章 個人情報保護制度運営審議会(第27条)

第6章 是正の申出(第28条・第29条)

第7章 雑則(第30条～第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、町の機関が保有する自己の個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
 - (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
 - (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。
 - (4) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム(以下「文書等」という。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
イ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの
 - (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
ア 専ら文書を作成するための処理
イ 専ら文書等の内容を記録するための処理
ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
エ 専ら文書等の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- 一部改正〔平成22年条例8号〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の

侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関の義務

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ大磯町個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で事務若しくは事業の目的達成のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教
- (2) 人種及び民族
- (3) 犯罪歴
- (4) 社会的差別の原因となる社会的身分
(個人情報取扱事務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政情報を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の収集の方法
- (5) 個人情報の利用等の範囲
- (6) 個人情報の記録の内容

2 前項の行政情報には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 町の機関又は国若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 町の機関の職員(職員であった者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
- (5) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、町の機関又は国若しくは他の地方

公共団体の機関が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

4 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第2号の規定による収集がされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な管理)

第11条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料の保存を目的とする施設において当該目的のために保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務若しくは事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

第3章 開示及び訂正の請求

(個人情報の開示を請求できる者)

第13条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

3 実施機関は、前2項の開示の請求があったときは、第20条第1項及び第2項に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(開示をしないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個

個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとき。
- (2) 法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すおそれがあるとき。
- (3) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の機関からの協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく害するおそれがあるとき。
- (5) 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 町の機関又は国等の機関が行う検査、監査、指導、取締り、渉外、争訟、交渉、試験その他の事務若しくは事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。
- (7) 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持に関する情報であって、開示請求者に開示をしないことが適当と認められるとき。
- (8) 法令等の定めるところにより明らかに開示をすることができないとされているとき。
- (9) 未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(個人情報の一部開示)

第15条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前条の規定により開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、開示をしないことができる個人情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除いて、開示請求者に当該個人情報の開示をしなければならない。

(開示の請求方法)

第16条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示の請求に係る個人情報の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示の請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項の規定による開示の請求があつたときは、当該請求があつた日から起算して15日以内に、開示の請求に係る個人情報の開示をする旨の決定(第15条の規定により、開示の請求に係る個人情報の一部を開示することとする場合の当該開示をする旨の決定を含む。以下同じ。)又は開示をしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、その旨を開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該開示の請求があつた日から起算して30日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 同一の開示請求者から一時に大量の請求がなされたことにより、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないために当該期間を延長する必要があるときは、当該開示の請求に対する決定のための事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。この場合において、

実施機関は、速やかに開示請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

- 5 実施機関は、第1項の開示をしない旨の決定(第15条の規定により開示の請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(開示の請求の特例)

第18条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた個人情報について開示の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、開示をする旨の決定又は開示をしない旨の決定をしないで、速やかに、第20条第1項及び第2項に規定する方法により開示をするものとする。

(第三者保護に関する手続)

第19条 実施機関は、第17条第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の方法)

第20条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。ただし、個人情報が存在しないときは、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 行政情報のうち文書等に記録されている個人情報 当該文書等の閲覧又は写しの交付
- (2) 行政情報のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法
- (3) 行政情報以外の物に記録されている個人情報 前2号に規定する方法に準じた方法

- 2 実施機関は、開示の請求に係る行政情報に記録されている個人情報の開示をする場合であって、前項に規定する方法によると、当該行政情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、当該行政情報を複写したものにより開示をすることができる。

- 3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

一部改正〔平成22年条例8号〕

(行政情報の閲覧の手数料等)

第21条 前条第1項及び第2項に規定する方法により開示をするときは、当該開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 前条第1項及び第2項の規定による開示をするに当たり、行政情報(複写したものを含む。)その他の物の写し等の交付を行う場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(個人情報の訂正を請求できる者)

第22条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 第13条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。

(訂正の請求方法)

第23条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る個人情報の内容
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第16条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正の請求に対する決定等)

第24条 実施機関は、前条第1項の規定による訂正の請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正の請求があった日から起算して30日以内に、訂正の請求に係る個人情報を訂正する旨の決定(訂正の請求に係る個人情報の一部を訂正することとする場合の当該訂正をする旨の決定を含む。)

以下同じ。)又は訂正をしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上、当該訂正の請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、当該訂正請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第17条第3項及び第19条の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「第1項」とあるのは「第24条第1項」と、「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、第19条中「第17条第1項」とあるのは「第24条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、第17条第1項又は前条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく大磯町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。

(審査会)

第26条 前条に規定する不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、町の附属機関として審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法律又は行政に関し学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第5章 個人情報保護制度運営審議会

(審議会)

第27条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、町長の附属機関として審議会を設置する。

- 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第6章 是正の申出

(自己の個人情報の取扱いの是正の申出)

第28条 何人も、実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正(事実の誤りの訂正を除く。以下同じ。)を申し出ることができる。

- 2 第13条第2項の規定は、前項の是正の申出(以下「是正の申出」という。)について準用する。
- 3 是正の申出をしようとする者は、当該是正の申出に係る個人情報の取扱いを行っている実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 不適正であると認める個人情報の取扱い
- (3) 求める是正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 4 第16条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出に対する処理)

第29条 実施機関は、前条の規定による是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行うとともに、審議会の意見を聴いた上で当該是正の申

出に対する処理を行い、是正の申出をした者にその内容を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、是正の申出をした者の同意があるときは、審議会の意見を聴かずに、前項の規定による処理及び通知を行うことができる。この場合において、実施機関は、通知を行った後、速やかに審議会に当該処理の経過を報告しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の処理の内容が審議会の意見と異なるときは、当該意見を付して当該是正の申出に係る処理の経過を公表しなければならない。

第7章 雑則

(他の制度等との調整)

第30条 この条例は次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴収によって得られた個人情報並びに神奈川県統計調査条例(昭和26年神奈川県条例第43号)第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報
- (2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報
- (3) 町史編さんを目的として管理している歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報
- 2 第13条から第21条まで並びに第25条及び第26条の規定は、他の法令等の規定により、行政情報の閲覧又は縦覧の手続が定められているとき、行政情報の謄本、抄本等の交付の手続が定められているときその他第20条第1項及び第2項に規定する方法による個人情報の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。
- 3 第22条から第24条まで並びに第25条及び第26条の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手続が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

一部改正〔平成13年条例7号〕

(受託者等の責務)

第31条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(出資法人等の責務)

第32条 町が出資をしている法人及び団体は、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者の責務)

第32条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、同法第244条第1項の規定により設置された公の施設の管理を行うに当たり取り扱う個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に従事している者又は従事していた者は、当該管理事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

追加〔平成19年条例2号〕

(国及び地方公共団体への要請)

第33条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第34条 実施機関は、毎年、この条例の運用状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第2項第5号及び第3

項ただし書並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第27条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務について、第7条第3項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあり、及び第10条第2項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 [大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例](#) (昭和47年大磯町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条、第4条関係)中

「	情報公開制度運営審議会委員	日額 7,300円	同上	」
---	---------------	-----------	----	---

を

「	情報公開制度運営審議会委員	日額 7,300円	同上	」
	個人情報保護審査会委員	日額 9,400円	同上	
	個人情報保護制度運営審議会委員	日額 7,300円	同上	

に改める。

附 則 (平成13年3月9日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第30条第1号の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成19年3月1日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月1日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。